

障害児支援の提供体制の整備について

1 国等の動向について

(1) 法制度上の動き

障害や発達に課題のある子どもへの支援に係る令和3年度以降の国の動向としては、主に次のことが挙げられます。

○ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定（令和3年4月）

障害児通所支援事業所において医療的ケア児の受入れが進むよう、判定スコアを用いた新たな基本報酬が導入され、また、加算が拡充された。

○ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の制定（令和3年6月）

医療的ケア児及びその家族への支援についての国や地方公共団体の責務が明確化された。

○ 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の改正（令和4年12月）

事業所における安全計画の策定及び、送迎車両を運行する場合の子どもの所在確認に関する規定が追加された。また、令和4年12月に民法が改正され、親権者の子どもへの懲戒権が削除されたことに伴い、上記基準においても懲戒権に関する条項が削除された。

これらのほか、子ども施策全般に関わることとして「こども基本法」が令和4年6月に制定され令和5年4月に施行されるとともに、こども家庭庁が設置された。こども家庭庁の設置により、従来、厚生労働省の所管であった障害児支援に係る事務の大部分が、同庁に移管されました。

(2) 障害者基本計画（第5次）及び障害児福祉計画策定の基本指針について

障害者権利条約及び、国連の障害者権利委員会の総括所見における勧告等を踏まえ、令和5年3月に、国の障害者基本計画（第5次）が策定されました。そこでは「障害のある子どもに対する支援の充実」として、障害児の発達段階に応じた適切な支援や、医療的ケア児等への包括的支援のための連携促進等、さまざまな視点からの政策が盛り込まれています。

また、いわゆる「基本指針」（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号））

において、区市町村が目標に掲げるべき障害児支援の提供体制の整備等として、次の項目が挙げられています。

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

これらを踏まえ、中野区における障害児支援の提供体制の整備として、以下の3つの施策を柱として、次期計画に盛り込むべき事項を検討しました。

- 施策1 障害や発達の課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進
- 施策2 障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等
- 施策3 医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備

第2回障害部会でご審議いただいた中野区における障害児支援の現状や課題を踏まえ、上記の3つの施策において次期計画期間中に取り組むべき重点課題を、次ページ以降に挙げています。それらについてご審議をお願いいたします。

2 施策1「障害や発達課題のある子どもの地域社会への参加・包容の推進」

(1) 中野区版児童発達支援センター機能の充実

子どもの発達の課題に早期に気づくことができ、専門的な支援につながり、子どもが地域社会に参加し健やかに成長するためには、身近な地域で十分な相談支援体制が整っている必要があります。

このため中野区では、すこやか福祉センター及び区立療育センター（アポロ園、ゆめなりあ）、障害児相談支援事業所が連携することで児童発達支援センターの機能を担わせ、障害や発達に課題のある子どもの相談支援を行っています。

しかし、障害児通所支援事業所でもあるアポロ園やゆめなりあで、療育の必要性の判定に係る相談（療育相談）を行っていることから、保護者にとって、施設の利用相談と療育相談との違いがわかりにくくなっています。

このため次期計画期間においては、療育相談の充実のため、児童福祉法に基づく児童発達支援センターの設置の検討を行います。

(2) 保育所等訪問支援の拡充

障害の有無に関わらず、子どもが地域で生活するためには、就学期以降も含め、ライフステージに応じた集団生活への適応のための支援を行う必要があります。中野区では、現在、区立療育センターが、子どもの発達支援の専門機関として保育所や幼稚園等への保育所等訪問支援を実施し、対象となる子どもへの支援の充実を図っています。また、保育所等職員が発達課題のある子どもに不安なく対応できる体制づくりを進めるために知識、技術向上への取組も行っていますが、対象は未就学児に限られます。

このため、次期計画期間においては、現在実施している区立療育センターにおける保育所等訪問支援をさらに充実させるため、未就学児だけでなく、就学児に対してもサービス提供できるよう準備を進めます。

(2) 保護者・家族への支援について

障害や発達課題のある子どもの保護者や家族に対し、子どもの将来への不安を解消するためには、地域で孤立することなく、日頃から身近に安心して相談のできる場所や、様々な情報を得る機会を確保する必要があります。このため中野区では、ペアレントメンター養成事業において、相談会や講座、シンポジウムを実施しています。

次期計画期間においても、このペアレントメンター活動（親による親支援）の促進のための取組の継続、充実を図ります。

さらに、保護者のレスパイトや、病気等により子どもの介護に欠ける状況になった場合に安心して子どもを預けられる場所の確保にも努めます。

3 施策2「障害の特性に応じた障害児通所支援事業所等の基盤整備等」

(1) 障害児通所支援事業所の確保と質の向上

中野区では、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は増加傾向にあるものの（※1）いまだ充足しているとは言えず、さらなる事業所の誘導が必要です。

しかし、その一方で、各事業所における支援の質の向上を図るための取組も欠かせません。そのため区では各事業所に対して実地指導や集団指導を行うほか、事業所向け研修会の開催や福祉サービス第三者評価の受審費補助などの取組を行っています。

次期計画期間においても、区内事業所の誘導を進めるほか、事業所への実地指導や研修会の実施、福祉サービス第三者評価受審促進の取組を継続します。

(2) 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保

中野区では、主として重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所が2か所（子ども発達センターたんぽぽ、おでんくらぶ）開設していますが、他の事業所では、重症心身障害児等の受け入れは極めて困難な状況です。

令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児の支援が基本報酬で評価される仕組みとなり、また、医療連携体制加算が創設されるなど、受け入れが進むよう国の制度改正はされていますが、受け入れ困難な状況が続いています。

このため、次期計画期間において、重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の拡充に取り組めます。

(3) 障害児相談支援事業所の整備と体制構築

中野区では、障害児通所支援の支給決定に必要な障害児支援利用計画案を、障害児相談支援事業者が作成するのではなく、保護者によるセルフプランとして作成する割合がおよそ3割となっています（※2）。障害や発達の課題のある子どもに対し、適切なアセスメントのもと計画作成を行うためには、事業所の相談支援専門員による広い視野での課題分析が必要です。中野区では、令和元年度に障害児相談支援事業者に対し、障害児支援利用計画の作成件数に応じた補助を創設し、その後も段階的に対象要件を緩和することで、事業者による計画作成の促進を図ってきました。

次期計画期間においても、引き続き事業者支援を行うほか、障害児相談支援事業所の新規開設の誘導を図ります。

（※1）第2回障害部会資料5-1（3～4頁）参照。平成27年度から令和4年度にかけて、児童発達支援事業所は5か所から17か所に、放課後等デイサービス事業所は14か所から28か所に増加しました。

（※2）第2回障害部会資料5-1（2頁）参照。セルフプラン率は令和3年度まで減少傾向にあり、23.6%まで下降しましたが、4年度に増加に転じ、29.0%となっています。

4 施策3「医療的ケア児等への包括的な支援体制の整備」

(1) 医療的ケア児等の協議の場や医療的ケア児等コーディネーターの配置

中野区では、令和5年度から医療的ケア児の協議の場（中野区医療的ケア児等支援地域協議会）の運営を開始しますが、医療的ケア児等コーディネーターについては、東京都の同研修修了者を対象とした連携の場は確保するものの、区の機関においては研修修了者に対して、コーディネーターとしての明確な位置付けをするに至っていません。

このため、次期計画期間においては、中野区における医療的ケア児等コーディネーターの位置付け及び配置を明確化するとともに、民間事業所に従事する医療的ケア児等コーディネーターによる医療的ケア児支援の活動促進に取り組めます。

(2) 医療的ケア児及びその家族からの相談体制の整備

中野区では、区内4か所のすこやか福祉センターに、子どもの発達に係る最初の相談窓口が設置されており、同センターと、区立療育センターや障害児相談支援事業所が連携する仕組みにより相談支援体制を構築しています。

しかし、医療的ケア児等に対する支援のように、特に専門的な知識等が必要となる相談支援においては、窓口を一元化するのが望ましいという考え方もあり、他区においてもそのような取り組みを行っている自治体があります。また、医療的ケア児については、病院のNICU（新生児集中治療管理室）で治療を受けてから退院して地域での生活をはじめるとあって、病院の医療ソーシャルワーカーが自治体に相談するケースが多くあります。この場合、区として誰にとってもわかりやすい窓口を設けることが必要と考えられます。

このため、次期計画期間においては、区における医療的ケア児等支援に係る相談窓口の検討を進めます。